

山辺町中小企業及び小規模企業振興基本条例 【概要版】

【目的】

- 町内中小企業等（中小企業及び小規模企業）の振興について基本理念を定め、
- ①町、中小企業等、経済関係機関及び町民の各層の役割を明確にし、各層が一体的に取り組むこと
 - ②基本方針を定め、地域経済の発展と中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進すること

【基本理念】

- ①中小企業者等の自らの努力、創意工夫により推進されること
- ②町内の自然、技術、人材等の地域資源を有効に活用すること
- ③町、中小企業等、商工会等の中小企業等の振興に関わる全ての者が連携し、一体的に取り組むこと
- ④中小企業者等が地域経済の発展、町民生活の向上に重要な役割を果たしている認識の下で推進されること

町施策の基本方針

経営基盤の強化
及び経営革新の
促進

販路開拓及び拡
大

人材育成及び雇
用の安定

資金供給の円滑
化

創業及び事業継
承の促進

振興に関する町
民理解と協力の
推進

各層が果たす役割

中小企業者等	町	商工会	金融機関	町民
<ul style="list-style-type: none">•経営基盤の強化、経営の革新•福利厚生の充実、雇用の維持・創出、人材育成•町産品等の積極的な利用	<ul style="list-style-type: none">•振興施策の実施•関係機関等の連携•中小企業者等の受注機会の拡大	<ul style="list-style-type: none">•中小企業者等への支援•町の振興施策への協力	<ul style="list-style-type: none">•円滑な資金調達への協力•町の振興施策への協力	<ul style="list-style-type: none">•中小企業者等の振興への理解•町産品等の積極的な利用

相互に『連携』そして『協力』

”地域経済の発展”

”町民生活の向上”